



鳥取県公報

平成15年 6月13日(金)
号外第83号

毎週火・金曜日発行

目 次

監査公告 監査結果に基づき知事が講じた措置の公表(6)..... 1

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成15年 2月28日鳥取県監査委員公告第 2 号で公表した監査結果の報告に基づく改善策を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成15年 6月13日

鳥取県監査委員 山 田 次 彦
同 井 上 耐 子
同 石 村 祐 輔
同 鍵 谷 純 三

1 うるおいのある村づくり対策事業について

機関名	監 査 結 果	措 置 状 況
企画振興課、鳥取地方農林振興局、八頭地方農林振興局、中部県民局及び日野総合事務所(県民局)	<p>(1) 施設、設備等の整備体制について</p> <p>あいがも農場としてほ場整備（0.8ヘクタール）されたものが、あいがもの飼育に手間がかかる等の理由で普通の水田とされている事例がある。このあいがも農場については、全体事業費（50,000千円）の40パーセント近く（19,233千円）を投じて個人のほ場を整備したものであるが、このような事業がうるおいのある村づくり対策事業の趣旨にかなうものであるか疑問が残る。</p> <p>また、集落の活性化は、地区全体での取組により効果が上がるものと思われるが、地区の戸数の4分の1程度でしか構成されていない生産組合が事業主体となっているため、十分な効果が上がっていない事例があり、補助事業を実施する団体として妥当であったのか疑問が残る。</p> <p>県が補助事業の審査を行うに当たっては、その妥当性等について精査して計画を認定する必要がある。</p>	<p>あいがも農場に関する事業は、小学生等が農業に親しみやすい環境を作るための事業例として、集落の総意で取り組まれたが、作業が困難であること等から、あいがも飼育が行われなくなっている。補助目的に従った適正な管理がなされていない不適正な事例であり、早急に改善されない場合には、補助金の返還も含めて、補助事業者及び集落と話し合いを行うこととした。</p> <p>また、当該事業によりほ場整備を行うことは、補助要綱上認められたものであったが、他の補助事業によりほ場整備が実施できる場合は、当該事業によるほ場整備はできるだけ行わず、集落の活性化のための独自の取組に特化させることを徹底すべきであった。</p> <p>一方、生産組合が間接補助事業者となることは、補助要綱上問題はないが、再度集落で</p>

		<p>話し合いをしてもらい、生産組合への農作業の委託が進み、補助目的が十分に達成されるように、補助事業者とともに支援していくこととした。</p> <p>うるおいのある村づくり対策事業は、平成12年度の新規採択地域で修了したが、これに代わって平成13年度に創設された中山間地域活性化交付金においては、当該交付金の対象となる事業に取り組もうとする地域から活性化計画について直接聴取を行い、住民の活性化計画への参画度、事業に対する考え方及び計画の継続性を評価し、事業実施地区を決定している。</p>
	<p>(2) 施設、設備等の活用状況について</p> <p>ア 交流の場として整備された施設について、地区住民による利用はされているものの、当初の目的である地区外の住民との交流に十分活用されているとはいえないものもあるので、地区外の住民との交流を目的とした利用を促進する必要がある。</p> <p>イ 次に掲げる施設、設備等については、当初の目的どおり利用されていないので、目的に添った利用等について検討する必要がある。</p> <p>(ア) あいがもの飼育に手間がかかるため普通の水田としてしか耕作されていないあいがも農場(事業費 19,233千円)</p> <p>(イ) 必要な水量が確保できない等の理由により当初計画どおりに利用されていない布団洗濯機及び乾燥機(事業費 2,863千円)</p> <p>(ウ) 林業農家の熱意が薄れたため全く利用されていない林業用枝打機(事業費 1,041千円)</p> <p>(エ) 近隣に民間の施設が設置されたことによりほとんど利用されていないふれあい牧場(事業費 658千円)</p> <p>(オ) 花き栽培が土地に適していないため使用されていない耐雪ハウス(事業費 619千円)</p> <p>ウ 農作業の受託をするために農業用機械を導入したものの、受託が進まず利用の目標が達成できていない事例があるので、目標の達成に向けて努力する必要がある。</p> <p>エ 事業を継続するためには、設備等を更新していく必要があるが、使用料等の徴収に当たり、更新経費を考慮していない事例もあるので、更新を念頭に置いた使用料等の設定等を検討しておく必要がある。</p>	<p>施設の設置目的である地区外住民との交流に活用するよう補助事業者には是正を求め、早急に改善されない場合には、補助金の返還も検討し、補助事業者及び集落と話し合いを行うこととした。</p> <p>農業に親しみやすい環境づくりのための取組を行うよう補助事業者を指導し、この取組が早急に行われない場合には、補助金の返還も検討し、補助事業者及び集落と話し合いを行うこととした。</p> <p>平成15年の秋に地区の簡易水道の整備が完了することにより、水量が確保され、有効利用が図られる予定である。</p> <p>共有林の管理作業を行うための個人等への貸出し等により利用の促進を図るよう補助事業者を指導した。</p> <p>利用状況が改善されない場合には、補助金の返還も検討し、補助事業者及び集落と利用方法について話し合いを行うこととした。</p> <p>耐雪ハウスの利用が早急に図れない場合には、補助金の返還も検討し、補助事業者及び集落と話し合いを行うこととした。</p> <p>農作業の受託を増やすための集落での話し合いを、補助事業者とともに支援することとした。</p> <p>利用を促進することにより受託収益を増加させながら、設備等の更新経費を積み立てていくよう、補助事業者に間接補助事業者を指導させることとした。</p>

	<p>オ 施設、設備等の使用簿等が作成されていない事例があるので、管理や利用の状況を把握し、今後の活用の参考とするためにも、使用簿等を作成する必要がある。</p>	<p>施設、設備等の使用簿を作成し、利用状況を把握するとともに、間接補助事業者にこれらの適正な管理を行わせるよう補助事業者を指導した。</p>
<p>(3) 補助事業の効果測定について</p>	<p>補助事業の効果測定のために、補助事業着手から5年間は達成状況報告書が提出されることとなっているが、抽象的な記述がされていたり、団体等ごとに記述方法が異なっており、客観的な評価が困難と思われるものもある。県は、できるだけ客観的指標に基づいて効果を測定し、課題が明らかになるよう、報告様式を工夫する必要がある。</p>	<p>平成14年度の実績報告時から、主な事業内容ごとに達成目標、実績、現状、問題点及び改善方針を記載する統一した様式により補助事業者から報告を求めることとした。</p>
<p>(4) 補助事業の目的とする効果について</p>	<p>補助事業の実施を契機に、地域が活性化した事例もある。しかし、補助事業により施設、設備等を整備したものの、施設、設備等の整備のみで終わり、地域の活性化につながっていない事例並びに特産品及び加工品の製造の取組が遅れている事例もある。</p> <p>整備した施設、設備等を有効活用し、地域を活性化していくためには、中心となる人材を育て、住民の意欲を持った主体的な取組を促すための県及び市町村による支援が必要である。</p>	<p>うるおいのある村づくり対策事業については、平成12年度の新規採択地域で終了したが、事業完了後においても、補助事業者にも少なくとも年1回は現地を点検させ、補助事業者と連携を図りながら地域活性化の取組を支援していくこととした。</p> <p>うるおいのある村づくり対策事業に代わって平成13年度に創設された中山間地域活性化交付金においては、当該交付金の対象となる事業に取り組みうとする地域から活性化計画について直接聴取を行い、住民の活性化計画への参画度、事業に対する考え方及び計画の継続性を評価し、対象となる事業実施地区を決定している。</p> <p>また、大人から子供まで、男性、女性を問わずほとんどの住民が企画立案に関わり、計画を実践していくことにより、これまで関心が薄かった若年層の関心が高まり、幅広い年齢層の人材が育成されつつある。</p>
<p>(5) 指導及び助言について</p>	<p>補助事業の完了後においても、県は、引き続き適切な指導及び助言に努める必要がある。</p>	<p>事業完了後においても、補助事業で取得した財産の適正な管理がなされるよう、補助事業者にも少なくとも年1回は現地を点検させ、補助事業者と連携を図りながら地域活性化の取り組みを支援していくこととした。</p>
<p>(6) その他</p>	<p>補助事業の完了後に間接補助事業者である団体等が解散し、地区の自治会に施設、設備等を承継している事例があるが、これらの事例は、補助金を受けるために当該団体等を便宜的に設立したものと思わざるを得ない。集落活性化計画を推進する責任体制を明確にして、集落の活性化に取り組む必要がある。</p>	<p>集落の事情により間接補助者である団体等が解散し、地区の自治会が施設、設備等を継承した場合であっても、集落活性化計画を推進する責任体制を明確にし、補助事業により取得した財産の適正な管理がなされるよう、補助事業者にも少なくとも年1回は現地を点検させ、補助事業者と連携を図りながら集落の活性化への取組を支援していくこととした。</p>

2 ふるさと農地保全組織育成支援事業について

機関名	監 査 結 果	措 置 状 況
農政課 及び日 野総合 事務所 (農林 局)	<p>(1) 施設、設備等の活用状況について</p> <p>コンバインの利用状況は農作業受託計画で見込んでいた目標の50パーセント程度と低調である。これは、地域の営農組織の活動が活性化することによって、見込んでいた財団法人日野町農林振興公社(以下「公社」という。)への農作業の委託が少なかったこと、高齢化により耕作されない農地が増加したことが原因とされている。</p> <p>しかし、地域の営農組織の活動の活性化、高齢化等に伴う委託需要の見通しは、計画策定段階で十分検討されるべきものである。</p> <p>また、日野町内の他の営農組織に対して、同時期にうるおいのある村づくり対策事業により、トラクター、田植機及びコンバインの整備に対する補助を行っており、このことが公社の受託に影響を与えているが、このような事態は容易に予測できたものと思われる。</p> <p>計画の策定に当たっては、このような状況を十分に考慮し、他事業との調整を図って過大な見通しとならないような計画とすべきであった。</p>	<p>過大投資とならないよう地域の実情を十分に把握するとともに、同じ地域内で実施される他の類似の補助事業との調整を図るよう、日野総合事務所等の関係部局に徹底した。</p>
	<p>(2) 補助事業の効果測定について</p> <p>農作業の受託実施状況を中心に記載した事業実績報告書が提出されているが、耕作の放棄を防止し、農地保全を図るという補助事業の効果を検証するためには、耕作放棄地の状況も把握できる内容とすべきであった。</p> <p>また、平成11年度限りで県の補助制度が廃止されたためその後の事業の実施状況の報告は求めないこととしている。県が補助事業の効果を検証するためには、補助制度が廃止されても補助事業実施後5年間程度は報告を求めるような取扱いにすべきであった。</p>	<p>耕作放棄地の状況、農作業の受託実施状況等計画の達成状況を早急に調査し、計画が達成されていない間接補助事業者に対しては、計画の達成に向けて、補助事業者から指導及び助言を行わせることとした。</p>
	<p>(3) 補助事業の目的とする効果について</p> <p>耕作の放棄を防止し、農地を保全していくためには、公社による農作業の受託をより一層進める必要がある。稲と作業時期が異なる作物の受託についても推進する等年間を通じて継続して作業ができるよう努めるとともに、必要な作業員の確保等にも努める必要がある。</p>	<p>稲と作業時期が異なるそば、大豆等の転作作物の作業受託に取り組むこと等により年間を通じて継続して作業が可能となるよう補助事業者に指導及び助言を行う。さらに、農業機械の運転作業を行うことができる者を作業員として登録する等、作業員の確保方策についても、補助事業者に指導及び助言を行う。</p>
	<p>(4) その他</p> <p>補助事業により導入された機械を耐用年数が経過する前に処分することについては、補助金の交付条件において、事前に知事の承認が必要とされているが、故障したコンバインが適正な手続を経ないで処分されていた事例があった。</p> <p>補助事業により導入された機械について、適切な財産管理に努めさせるとともに補助条件を遵守するよう指導を徹底する必要がある。</p>	<p>補助事業により取得した財産について適正な管理がなされるよう、少なくとも年1回は現地を点検するよう、補助事業者を指導することとした。</p>

3 就農基盤整備事業について

機関名	監 査 結 果	措 置 状 況
経営支援課、倉吉地方農林振興局、米子地方農林振興局	<p>(1) 施設、設備等の整備状況について</p> <p>新規就農者に対し、貸付けを行っている一部の設備等において、事業実施年度及び間接補助事業名の表示等がなされていないため、補助事業により導入された機械とそれ以外の機械とが判別しがたい事例があったので、県は、同要綱に基づく補助金の交付条件を遵守するよう指導する必要がある。</p>	<p>補助事業により導入した設備等について事業実施年度及び補助事業名の表示等を行うことを事業実施要領に定めるとともに、補助事業者に対し、これを遵守するよう指導した。</p>
振興局及び日野総合事務所（農林局）	<p>(2) 補助事業の効果測定について</p> <p>就農者に対して、補助事業の実施前においては3年間の営農計画の策定を、また、補助事業の実施後5年間においては営農報告を求めているが、営農計画は施設、設備等の整備と資金調達に関することが中心で、営農報告に十分対応した内容となっていない。</p> <p>鳥取県就農促進方針（平成7年4月鳥取県策定）に定める就農時の農業経営の目標水準を着実に達成するため、県は、営農計画に、営農報告の内容を検証できる程度の内容が定めていることを前提として、当該報告と対比することにより問題の所在を明確にし、その対応について指導していく必要があるので、営農計画の内容を改善することについて検討する必要がある。</p>	<p>営農計画について、経営計画、事業計画及び資金計画に関する計画期間を3年間から5年間に延長するとともに、栽培等計画を追加した。また、営農報告に営農実績の評価及び今後の課題を記載させることとした。</p>
	<p>(3) 補助事業の目的とする効果について</p> <p>補助事業の達成すべき目標は、営農開始からおおむね5年後において、新規就農者の農業所得が、他産業の初任給並みの所得水準（おおむね300万円以上）となることとしている。しかし、新規就農者の中には、農産物の市場価格の低迷、病害発生等による収穫量の不足により所得の向上に結びついていない者もある。</p> <p>このため、県は、農業協同組合、市町村等の関係機関と一層連携を密にし、農業所得の向上に向けて、栽培管理等の技術指導及び生産経費の抑制、資金計画の見直し等の経営指導に努める必要がある。</p>	<p>営農計画について、経営計画、事業計画及び資金計画の計画期間を3年間から5年間に延長するとともに、栽培等計画を追加した。営農報告に営農実績の評価及び今後の課題を記載させることとし、これらをもとに、農業改良普及所が中心となって関係機関と連携して経営指導に一層努めることとした。</p>
	<p>(4) その他</p> <p>平成8年度に補助事業により整備されたトラクター等が、間接補助事業の対象者である新規就農者の離農により、利用されず間接補助事業者である農業協同組合の倉庫に保管されたままの事例があるが、平成13年度から間接補助事業者が個人にまで拡大されていることを考慮すれば、県は、間接補助事業者及び間接補助事業の対象者が営農を継続することが不可能となった場合における補助事業により導入された施設、設備等の取扱いを明確にしておく必要がある。</p>	<p>間接補助事業の対象となる新規就農者が当該事業により整備された施設、設備等の耐用年数以内に離農した場合は、原則として補助事業者に補助金の返還を命ずることとした。</p>

4 漁業関連施設整備事業について

機関名	監 査 結 果	措 置 状 況
空港港 湾課	(1) 補助事業の効果測定について 県は、県単独の補助事業である沖合漁業基盤強化対策事業で整備した施設の利用状況については報告を求めているので、補助事業実施後5年間程度は利用状況等の報告を求めようとする必要がある。	沖合漁業基盤強化対策事業で整備した施設の平成11年度から平成15年度までの整備後5年間の利用状況について報告を求めることとした。
	(2) 補助事業の目的とする効果について 鳥取港西浜地区に各種施設を整備し、5つの漁業協同組合の合併及び水産物の卸売施設の統合が円滑に実施され、鳥取港周辺地域が活性化しつつあるが、現在、荷揚げ作業及び仕分け作業については従前どおり各漁港で行われ、鳥取港西浜地区に陸送されているため、統合の効果が十分に発揮されているとはいえない。また、今後水揚げ量の減少、高齢化等が進めば、陸送経費の負担、荷揚げ作業及び仕分け作業の人手不足等により、統合の効果が維持できるのか危ぐされるところであるので、その対応策について検討しておく必要がある。	各漁港からの陸送による流通形態は、鳥取港に荷揚げを集中した場合の港内漁船の混雑に対応するための岸壁の整備に伴う荷揚げに係る漁業者の経費負担等を勘案し、漁業者の意向を踏まえて計画したものである。 長期的には漁業者の高齢化等による就業形態の変化も想定されるため、長期的な視野に立った施設の有効利用の方法、問題に対する改善策等について関係者と共に検討していくこととした。

5 並型魚礁設置事業について

機関名	監 査 結 果	措 置 状 況
空港港 湾課	(1) 補助事業の目的とする効果について 平成13年度のヒラメ、ハマチ及びタイの漁獲量を、魚礁設置前に予測された魚礁設置後のヒラメ、ハマチ及びタイの漁獲量と比較すると、米子地区、岩美地区及び青谷地区の3地区すべてにおいて、魚礁設置後のヒラメ、ハマチ及びタイの漁獲量が予測を下回っており、漁獲量の面では効果が現れているとはいえない。	潜水調査で魚礁に魚が多数集まっていること及び漁業者が魚礁を利用して魚を獲っていることを確認しており、魚礁の効果はあると考えている。漁獲量の減少は水産資源の減少によるものと考えるが、その減少原因については不明である。 今後、魚礁の利用状況及び設置による効果を調査し、現状の診断を行うこととした。